

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 はご自宅に届いていますか？

平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納められた方には、11月中に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されていることと思います。

この証明書は年末調整や確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、紛失等された方は再発行が可能ですので、年金事務所へ直接ご連絡ください。（役場では発行できませんので、ご注意ください）

みほん

平成28年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 11月発送用

The image shows a sample of the 'Social Security Contribution Deduction Certificate' (Form No. 100) for National Pension Insurance. The form is divided into several sections:

- 納税者情報:** Taxpayer information including name and address.
- 納付期間:** Payment period from January 1, 2016, to September 30, 2016.
- 納付金額:** Total amount paid, including the amount for the current year.
- 控除額:** Deduction amount for the current year.
- 納付済額:** Total amount paid to date.
- 未納額:** Amount not yet paid.
- 納付済期間:** Period for which payment has been made.
- 未納期間:** Period for which payment has not been made.
- 備考:** Remarks section for additional information.

国民年金保険料を納めていない期間がある方にお知らせを送付しています

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に、国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）をお送りしています。お知らせが届いた時点でまだ国民年金保険料を納付いただいていない場合は、お手元の納付書にて早めに納めてください。

※催告状には保険料を納めていない期間と金額を記載しています。

平成28年10月12日時点の状況で作成しているため、すでに納めた期間や免除等が承認された期間が未納と表示されている場合がありますので、あらかじめご了承ください。



国民年金の詳細については

高知西年金事務所国民年金課 088-875-1717 まで